

○水防事務組合事務局管理職の設置  
及び管理職手当の支給について

制 定 昭 35. 4. 1 管理者通達

最近改正 平 29. 3. 31 決裁

今般、組合事務の円滑なる処理推進を図るため標記について、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 管理職の設置について

(1) 事務局長

事務局長は、事務職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

事務局長は、管理者の命を受け組合事務局を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 総務課長

総務課長は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

総務課長は、上司の命を受け、組合の人事、給与、予算及び警備（防潮課長を置く組合にあつては、防潮筋に関する警備を除く。）に関する事務その他、他の課長の主管に属さない事務を処理し、所属員を指揮監督する。

(3) 防潮課長

管理者が必要と認めるときは、防潮課長を置くことがある。

防潮課長は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

防潮課長は上司の命を受け、防潮事務所に関する事務及び防潮筋の警備に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 主 幹

主幹は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

主幹は上司の命を受け、組合の会計事務及び予算執行及び警備（防潮課長を置く組合にあつては、防潮筋に関する警備を除く。）に関する事務その他、他の課長の主管に属さない事務を処理し、所属員を指揮監督する。

(5) 総務課長代理

管理者が必要と認めるときは、総務課長代理を置くことがある。

総務課長代理は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

総務課長代理は、上司の命を受け総務課長を補佐し、所属員を指揮監督する。

(6) 主 査

管理者が必要と認めるときは、主査を置くことがある。

主査は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

主査は、上司の命を受け、課長の事務を補佐する。

2 管理職手当の支給について

(1) 支給対象

事務局長、総務課長、主幹

(2) 支給額

事務局長 月額 57,000 円

課 長 月額 43,000 円

主 幹 月額 43,000 円

(3) 計算期間、支給期日はそれぞれ給料の支給方法による。

(4) あらたに支給対象となった者に対する支給は、その事実の生じた日からとする。

(5) 支給対象でなくなった者に対する支給はその事実の生じた日までとする。

(6) 欠勤により勤務しない日は支給しない。休職、勤務停止、公傷休、停職等についても同様とする。

(7) 支給しない日は、1日につき支給月額の25分の1を減額する。

- (8) 兼職、事務代理、事務取扱を命ぜられた職については支給しない。
- (9) 管理職手当支給対象者には超過勤務手当は支給しない。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、管理職手当に 100 分の 5 を乗じた額を減じて支給する。

**附 則**

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、管理職手当に 100 分の 5 を乗じた額を減じて支給する。

**附 則**

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、管理職手当に 100 分の 5 を乗じた額を減じるものとする。